

平成25年(ワ) 第658号 横田基地飛行差止等請求事件(第1事件)

平成25年(ワ) 第1757号 横田基地飛行差止等請求事件(第2事件)

原 告 大野芳一ほか1077名

被 告 国

担当裁判官 濱戸口壯夫(裁判長), 原雅基, 池上絵美

判 決 要 旨

(略称)特に必要がない限り、第1事件原告か第2事件原告かを問わずに単に「原告」といい、個別の原告については「原告番号1の原告」のように原告番号によって特定する。また、第1事件、第2事件被告を単に「被告」という。その他の略称は、判決文と同じものを用いる。

第1 主文

- 1 原告番号883の原告の訴え及び同原告に係る [] 及び [] の訴訟承継の申立てを却下する。
- 2 その余の原告らの各訴えのうち、平成29年3月2日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分を却下する。
- 3 原告番号1, 76, 101, 102, 391, 598, 699, 789, 835及び881の各原告による横田飛行場における自衛隊の使用する航空機の離発着及びエンジンの作動の差止めの訴えを却下する。
- 4 第3項の各原告による横田飛行場におけるアメリカ合衆国軍隊の使用する航空機の離発着及びエンジンの作動の差止めの請求を棄却する。
- 5 原告番号865の原告の第3項及び第4項と同旨の差止請求に係る訴訟は、平成25年6月27日の同原告の死亡により終了した。
- 6 被告は、次の各原告に対し、次の各金員を支払え。
(1) 別紙3-1認容額一覧表1の「氏名」欄記載の各原告(ただし、同欄に「(被承継人)」と併記された者を除く。)に対し、対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成25年4月27日

から、「H25.3.27～H25.4.26」欄から「H29.1.27～H29.3.1」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

(2) 別紙3-3承継人認容額一覧表の「承継人」欄記載の各原告(訴訟承継人)に対し、対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成25年4月27日から、「H25.3.27～H25.4.26」欄から「H28.7.27～H28.8.26」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

(3) 別紙3-2認容額一覧表2の「氏名」欄記載の各原告に対し、対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成25年8月10日から、「H25.8.1～H25.8.31」欄から「H29.2.1～H29.3.1」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

- 7 第6項の原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 原告番号25, 323, 713, 801, 816, 817の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 9 訴訟費用は、全事件を通じ、第1項記載の原告及び訴訟承継人について生じた費用は原告訴訟代理人らの負担とし、第8項記載の原告らについて生じた費用は各原告の負担とし、第3項ないし第5項記載の原告らについて生じた費用は4分し、その3を上記原告らの、その余を被告の負担とし、その余の原告らについて生じた費用は2分し、その1を同原告らの、その余を被告の負担とし、被告について生じた費用は2分し、その1を第1項記載の原告を除くその余の原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

- 10 この判決は、第6項(1)ないし(3)に限り、被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が原告らに対し、別紙3

— 1 認容額一覧表 1 , 同 3 — 2 認容額一覧表 2 及び同 3 — 3 承継人認容額一覧表の各原告に対する「担保額」欄記載の各金員の担保を提供するときは、担保を提供した原告との関係でその執行を免れることができる。

第2 事案の概要

本件は、横田飛行場の周辺に居住し、又は居住していた住民である原告らが、横田飛行場を航行する航空機の発する騒音を中心とする侵害により身体的被害、睡眠妨害、日常生活妨害や精神的・情緒的被害等を受けているとして、アメリカ合衆国に対して横田飛行場を提供している被告に対し、うち 11 名の原告（以下「差止原告」という。）において、毎日午後 7 時から翌日午前 7 時までの間の自衛隊機及び米軍の航空機の離発着及びエンジンの作動の禁止を求める差止請求をし、提訴時の人数で原告ら合計 1078 名において、本件訴訟提起の 3 年前から差止対象行為がなくなり 65 dB を超える航空機騒音が原告らに到達しなくなるまでの間につき、原告 1 名につき 1 か月当たり慰謝料 2 万円と弁護士費用 2000 円の合計 2 万 2000 円の割合による損害賠償等を請求する事案である。

第3 結論及び理由の要旨

1 差止請求について

(1) 自衛隊機に関する離着陸等の差止請求

差止原告らは、被告に対し、横田飛行場における一定の時間帯における自衛隊機の離着陸等の差止めを私法上の権利に基づく民事上の請求として求めている。

しかし、自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限の行使は、その運航に必然的に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務づけるものであるから、その権限の行使は、騒音等により影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たり、差止原告らの請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含することになる。そうすると、行政訴訟としてどのような請求をすることができるかはと

もかくとして、本件の自衛隊機に関する離着陸等の差止請求に係る訴えは、不適法である。

(2) 米軍機に関する離着陸等の差止請求

差止原告らは、人格権その他の私法上の権利に基づき、被告に対し、被告が妨害を除去できる立場にあり、又は被告自身が違法行為を行っているとして夜間の一定の時間帯につき、横田飛行場における米軍機の離発着等の差止めを請求している。

しかし、横田飛行場は、被告が安保条約及び地位協定に基づき、米軍の使用する施設及び区域としてアメリカ合衆国に提供しているものであって、横田飛行場において米軍機を運航させているのはアメリカ合衆国であり、被告自身がこれらの行為を行っているとは認められない。また、横田飛行場の管理運営の権限は、安保条約及び地位協定の規定に基づき、全てアメリカ合衆国に委ねられており、被告にその管理運営を規制する権限を与える規定は関係条約及び国内法令には見当たらないから、被告は、横田飛行場における米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にはない。

したがって、米軍機に関する離着陸等の差止請求は、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、理由がない。

(3) 提訴後に死亡した差止原告の差止請求

人格権その他の私法上の権利に基づく差止請求権は請求権者の一身に専属する権利で相続の対象となり得ないから、提訴後に死亡した差止原告による差止請求に係る訴訟については、死亡により終了したことを宣言する。

2 損害賠償請求について

(1) 法律上の根拠及び判断枠組み

原告らが民事特別法2条に基づき主張する横田飛行場の設置又は管理の瑕疵は、横田飛行場に離発着する米軍機及び自衛隊機が発する航空機騒音等が原告らに被害を生ぜしめているという点にあるところ、第三者に対する被害を生

じさせていることも民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵に含まれ、また、工作物がその供用目的に沿って利用されている状況のもとにおいてこの利用から危害が生ずるような場合も含まれるべきであるから、横田飛行場の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となる限り、横田飛行場に民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵があるというべきである。その判断に当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきである。この見地から、侵害行為の内容、原告らの被害、横田飛行場の公共性と防音工事の助成を始めとする被告の措置による被害の防止又は軽減に関して認定判断し、その上で横田飛行場の使用及び供用が上記の諸点に照らして周辺住民である原告らに対する関係において受忍限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害となるかを検討する。

(2) 口頭弁論終結日までの過去の損害賠償請求

ア 侵害行為

横田飛行場周辺では平成17年10月20日、当時の防衛施設庁の告示等による航空機騒音に関するうるささの基準であるW値が75W以上の地域につき、5W毎にW値の大きさに従ってセンター（等音線。以下「告示センター」という。）が作成され、平成19年5月から全面的に適用されている。これはその基となった平成15年度調査当時の横田飛行場周辺における航空機騒音を基本的に正確に反映しているものと認められ、以後、原告ら及び被告により、これと同程度の規模、内容の騒音調査がなされた事実はなく、また、本件訴訟で提出された各種の測定結果に照らしても、この調査当時との乖離が顕著となっているとは認められない。そうすると、本件請求の対象となっている平成22年3月以降の期間においても、告示センターによる7

5 W以上の地域においては、当該W値に照応する航空機騒音が発生していると認めるのが相当である。他方、低周波音等原告らが主張するその余の侵害については、航空機騒音とは別の侵害として把握するに足りる証拠はない。

イ 被害の性質と内容

上記のような航空機騒音により、告示センターによる75W以上の地域に居住する原告らは、睡眠妨害、会話の中止、電話・テレビ・ラジオの聴取困難、仕事、学習、趣味等の知的作業の妨害や家族の団らんの妨害といった各種の日常生活の妨害及び不快感、不安感等の心理的・精神的苦痛という心理的・情緒的被害が発生していると認めることができる。他方、航空機騒音によって高血圧・虚血性疾患などの心循環器系疾患その他の身体的被害が発生していると認めるに足りる証拠はないが、原告らが騒音に曝露されることによってこれらを発症するのではないかという不安感を心理的・情緒的損害の一環として評価する限度においては被害として認めることができる。

ウ 横田飛行場の公共性

現在の不安定かつ流動的な国際情勢の下において、横田飛行場における米軍機等の航行は、我が国の基本的な存立と安全を確保するための活動として公共性が認められるものの、その利益は国民全体に帰属するもので、むしろそのために原告らに特別の犠牲を強いるという不公平を生じさせているのであるから、これをもって原告らの損害賠償請求権を否定することはできない

エ 被告の防音工事助成その他の周辺対策等による被害の防止又は軽減

被告の助成により実施された住宅防音工事は、少なくとも物理的には騒音を一定程度軽減する効果があるものの、その大半は、そもそも住居内の限られた居室のみを対象とするものであるなど実際にはその効果が發揮される場面は限られる上、弊害も少なくない。したがって、これをもって原告らの被害が受容限度の範囲内にあるとはいひ難い。また、被告が主張するその余

の周辺対策については、間接的とはいえた上記のような不公平に対する総体的な補償の一環と位置付けることができるものの、直接に原告らが被っている被害を軽減させるものではないから、損害賠償請求権に関する限り、これをもって原告らの被害が受容限度の範囲内にあるということは到底できない。

オ 違法性の有無（受容限度）の判断

横田飛行場を航行する航空機の騒音により、請求対象期間内に75W以上の地域に居住する原告らは、その居住期間において、相當に大きな騒音に曝露されるという侵害を受け、前述のような被害を生じさせられている。被告が住宅防音工事助成の対象を75W以上の地域としていることに照らすと、法令上も、75W以上の地域においては航空機騒音による損害が著しく、居住者に対する個別的な被害の軽減策を図る必要を生じさせる程度にまで至っていると判断されていると見るのが相当である。

そして、横田飛行場の周辺住民は、横田飛行場を航行する航空機による騒音等の被害を受けているとして、昭和51年以降繰り返し訴訟を提起し、一番、控訴審及び最高裁において被告に慰謝料の支払を命じる判断が繰り返し出されてきた中で、被告が行ってきた対策には限定的及び間接的な効果しかない。むしろ、夜間早朝の飛行制限等に関する平成5年の日米合同委員会合意から本件口頭弁論終結日までに四半世紀近くが経過しようとしているにもかかわらず、午後10時以降の深夜早朝の米軍機の運航による被害がなお生じており、被告が米軍にこれを遵守させるための実効性のある働きかけをした形跡はないのであって、騒音による権利侵害を少しでも抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいい難い。

これらの点と前記の諸事情を総合考慮すれば、告示センター75W以上の地域に本件請求対象期間内に居住した原告らは、その居住期間において、社会生活上受容すべき限度を超える違法な権利ないし法律上の利

益の侵害を受けているということができ、これによる被害は民事特別法2条にいう工作物の設置又は管理の瑕疵による損害に当たるから、被告には慰謝料を支払う義務がある。

他方、告示センター外に居住したことしかない5名の原告らについては、平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、これが受忍限度を超えると認めるに足りる証拠もないから、慰謝料を認めることはできない。

カ 危険への接近の法理

被告は、遅くとも平成6年1月1日以降、75W以上の地域に居住を開始した原告ら又は少なくともそのうち告示センター内で転居した等一定の類型に当たる者は、居住開始時に航空機騒音による被害の発生状況を認識しその被害を容認していたことが推定されるなどとして、危険への接近の法理を適用して、損害賠償請求権を否定ないし減額すべきであると主張する。

しかし、これらの原告が航空機騒音を認識していたとは認め難いし、また、仮に認識していたとしてもなお指定区域内に居住せざるを得なかつた事情があるものどうかがわれ、被告の主張は採用することができない。

キ 民事特別法の準用する国家賠償法6条の相互保証について

国賠法6条の相互保証についてはこれがないことを国側において主張立証すべきであるが、フィリピンの法制度では相互の保証はないものと認められ、フィリピン国籍の1名の原告の請求は理由がない。

ク 損害賠償額

(ア) 慰謝料額

告示センターの75W以上の地域に居住する原告らは、共通の被害をある程度等しく被っており、その程度は、原告らの居住する地域のW値が高くなるほど大きくなるといえるから、原告らそれぞれの居住地域におけるW値を参考に慰謝料額を定めるのが相当である。そして、前述の諸点等の本件における一切の事情を考慮して、1か月当たりの慰謝料額を、75W

の地域について4000円、80Wの地域について8000円、85Wの地域について1万2000円の範囲で認める。また、住宅防音工事が実施されている住宅に居住する原告については、前述の住宅防音工事の効果、限界及び弊害に照らして、防音工事を実施した居室の数や工事の種別に関わりなく、最初の防音工事の実施後の慰謝料の額を一律に10パーセント減額することとする。

(イ) 弁護士費用

弁護士費用は、各1か月の慰謝料額の10パーセントの割合に当たる金額を侵害行為と相当因果関係のある損害と認める。

(ウ) 付言

以上による認容額の合計は、遅延損害金を除く元金額の概算で、6億1880万円となる。

(3) 口頭弁論終結日の翌日以降の将来の損害賠償請求

航空機騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち口頭弁論終結日の翌日以降の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の権利関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権は将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しない。

したがって、口頭弁論終結日の翌日である平成29年3月2日以降に発生した被害についての損害賠償請求に係る訴えは、権利保護の要件を欠くから、不適法である。